

福岡市公報

令和2年7月13日 第6690号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
----	-----

○福岡市高齢者乗車券等交付規則の一部改正(第85号)	1
----------------------------------	---

規	則
---	---

福岡市高齢者乗車券等交付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年7月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第85号

福岡市高齢者乗車券等交付規則の一部を改正する規則

福岡市高齢者乗車券等交付規則(平成13年福岡市規則第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次条第1項に定める」を削り、「助成期間」の次に「(毎年10月1日から翌年の9月30日までをいう。以下同じ。)」を加える。

第3条第1項中「(毎年10月1日から翌年の9月30日までをいう。)」を削り、同条第2項中「ＩＣカードの」を「福岡市交通用福祉ＩＣカード(公共交通機関の利用のため市が発行するカードで、電子的方法により利用可能金額が記録されているものをいう。以下「ＩＣカード」という。)の」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) ＩＣカード

第5条第1項中「第3条第1項に定める」を削る。

第6条中「介護保険被保険者証その他年齢を証明する書類(以下「介護保険被保険者証等」という。)及び所得段階を証明する書類を提示して」を「市長が別に定めるところにより」に改める。

第8条の見出し中「手帳等」を「本人証明書類」に改め、同条中「介護保険被保険者証等」を「利用者が本人であることを証明できる公的証明書等」に改める。

第10条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第2条第1項に定める者でなくなったとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の福岡市高齢者乗車券等交付規則第10条第1項第1号の規定は、令和2年10月1日以後の助成期間に係る乗車料金の助成について適用し、同日前の助成期間に係る乗車料金の助成については、なお従前の例による。